

各 位

会 社 名：ゼビオ株式会社
(コード：8281 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 諸橋 友良
問合せ先：コーポレート室 吉田 茂
(TEL：024-925-2510)

株式会社ゴルフパートナーの株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ゼビオ株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社ゴルフパートナー（コード：3074、東京証券取引所マザーズ上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの概要

当社は、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所マザーズ（以下「東京証券取引所マザーズ」といいます。）に上場している対象者について、対象者の総株主の議決権の過半数以上を取得し、当社の連結子会社とすることを目的として、対象者普通株式 21,336 株（平成 20 年 5 月 31 日現在の対象者のすべての発行済普通株式 41,000 株に占める比率の 52.04%）の取得を下限とし、上限を設けない公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決定いたしました。

なお、本公開買付けについては、平成 20 年 9 月 16 日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねる旨の決議がなされております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社グループは、これまで「スポーツの殿堂」をテーマに、お客様がスポーツへの夢や憧れを体感できる、またアウトドアフィールドを存分に体感できるエンターテインメント性の高い大型スポーツ専門店「スーパースポーツゼビオ」の全国展開とゴルフ専門店の「ヴィクトリアゴルフ」やアウトドア専門店の「エルブレス」の首都圏での展開を推進してまいりました。

同時に、ビギナーからアスリート、ファミリーからパーソナルまで、すべてのお客様の要望にお答えするため、競技スポーツや学校スポーツからウォーキング、フィットネスなどの健康づくり、ウインターやキャンプなどのレジャースポーツなどの全てのカテゴリーでの専門的な売り場作りに加え、スポーツの枠を超えた多彩なカテゴリーの商品を幅広い価格帯でラインナップし、お客様に的確なアドバイスが出来る販売員によって、きめ細かなサービスを提供し、安心してお買い物を楽しんでいただくための仕掛けを随所に施すなど、あらゆる面で、ご満足いただける店舗づくりに取り組んでおります。

特にゴルフ部門は、マーケットの大きさに加えて、女性の参加率上昇や中高年のプレイ頻度が向上しているなど、生涯スポーツとして、健康な心身や身体づくりのために需要増加傾向にあり、お客様の高い支持を

頂いております。

一方、対象者は、「全てのゴルファーにとって唯一の存在を目指す」という経営理念のもとで、中古ゴルフクラブという新しいマーケットを創造し、直営とフランチャイズ形態により積極的な多店舗展開を行い、中古ゴルフ市場でのリーディングカンパニーとしての地位を確立しております。さらには、付加価値の高いクラブを手頃な価格で提供する「中古ゴルフショップ」から、中古・新品を問わず、あらゆるクラブニーズにお応えする「総合ゴルフショップ」を目指し、ゴルフ練習場事業やeコマースの運営など、快適なゴルフライフ実現のための商品・サービスを提供する企業へと発展を遂げつつあります。

上記のように、自らの事業戦略を各々推進する中、かねてより当社と対象者は、今後のゴルフ市場の発展と事業の拡大を見据え、資本及び業務提携について協議を重ねてまいりました。その結果両社は、当社が対象者を子会社化して両社の連携を強化することで、各々の経営資源等を相互に補完・有効活用することにより、両社の事業基盤の深化と業容拡大につながるものと判断いたしました。両社がグループ一体となることで、ゴルフ用品販売におけるサービスの多様化を促進し、販売力を強化するとともに幅広いユーザーのニーズを満たすことに貢献し、ゴルフ人口の底上げと市場創出につながるものと考えております。今後両社は「お客様の信頼と満足の向上」を共通の価値観として、両社ともに質を伴った業容拡大を図り、スポーツ業界におけるオンリーワン企業を目指してまいります。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針

当社は、対象者へ取締役を派遣するなどにより経営に参画し、今後の両社の業容拡大等を早期に実現させ、対象者と緊密かつ友好的な協力関係を構築しつつ、両社の永続的な成長とグループ全体での企業価値の増大を図ってまいります。なお、経営体制の変更や業務提携等の具体的な内容に関しては、今後、対象者と協議の上で検討を進めてまいります。

(4) 本公開買付けにおける条件の概要

上述の通り、対象者の議決権の過半数以上を取得することを目的とするものです。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に下限（21,336株、後記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付予定の株券等の数」で定義されます。）を設定しており、買付予定の株券等の数に上限を設定しておりません。

当社は本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社の第三者算定機関である株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼しました。

三井住友銀行は、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した対象者の業績の内容や当社が妥当と判断した対象者の業績予測により、市場株価平均法及びディスカунテッドキャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施し、当社は三井住友銀行から平成20年9月12日付で株式価値の算定結果について報告及び「株主価値算定書」の提出を受けております。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式1株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価平均法 142,503円から158,876円
- ・DCF法 152,438円から176,730円

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者の大株主であるレッドホースアソシエイツ株式会社、周泰鳳氏、及び周英植氏（以下総称して「レッドホースアソシエイツら」といいます。）並びに対象者と協議・交渉した結果等を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、平成20年9月16日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格を170,731円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格は、平成20年9月12日の対象者の普通株

式に係る終値 158,000 円に対して約 8.06%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 20 年 9 月 12 日までの過去 1 ヶ月間の対象者の普通株式に係る終値の単純平均 159,219 円に対して約 7.23%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、平成 20 年 9 月 12 日までの過去 3 ヶ月間の対象者の普通株式に係る終値の単純平均 150,627 円に対して約 13.35%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

一方で、対象者取締役会は、当社から提示された買付価格に対する意思決定において、その公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティングに対象者の株式価値評価を依頼し、株式会社ブルータス・コンサルティングから平成 20 年 9 月 12 日付で、「株式価値評価報告書」を取得しております。ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）の手法を用いて分析した結果、1 株あたりの株式価値は 170,000 円となりました。対象者は「株式価値評価報告書」を参考にしつつ、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、事業上のシナジー等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものと判断し、平成 20 年 9 月 16 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねる旨の決議を行っております。

なお、稲見憲男氏を除いた対象者の監査役（社外監査役を含む）のいずれも、対象者の取締役会で本公開買付けについて賛同するとの意見を表明することに、賛成の意見を述べております。対象者の監査役のうち稲見憲男氏は、レッドホースアソシエイツらの特別利害関係人に相当するレッドホース株式会社の常勤監査役を兼務しているため、本公開買付けに係る利益相反を回避すべく、本公開買付けに関する審議への参加を差し控えております。

なお、全ての本新株予約権は対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に係る新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者に在籍することを要するとされております。

そのため、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これを自ら行使することはできず、また仮に当該条件を変更するとしても、そのためには対象者の株主総会等の手続きが必要となると解されることから、上記の通り、いずれの新株予約権につきましても買付価格を 1 個あたり 1 円と決定いたしました。

なお、当社は、第三者機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。

(5) 本公開買付けに関する合意等

当社は、平成 20 年 9 月 16 日にレッドホースアソシエイツらとの間で、その保有する対象者株式（合計 18,950 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合 46.22%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

(6) 上場廃止の有無について

当社は、現時点においては、本公開買付けの後に対象者の普通株式に係る株券を直ちに上場廃止とすることを意図しておらず、また、現時点、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。従いまして、対象者は東京証券取引所マザーズに上場しておりますが、当社は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。

しかしながら、本公開買付けにあたっては、買付予定の株券等の数の上限を設けていないため、応募株券等の数次第によっては、対象者が上場している東京証券取引所マザーズが定める株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触し、上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、対象者の普通株式に係る株券は上場廃止になる可能性があります。

また、本公開買付けの結果により、対象者株券が上場廃止基準に抵触するか否かに関わらず、対象者の株式に係る流動性に著しい影響が見込まれる場合、又は対象者を完全子会社化することが、当社グループの経

當政策上望ましいものと当社が判断した場合等には、当社及び対象者は、双方協議・合意の上、対象者株式の追加取得を含め、当社による対象者の完全子会社化の実施等の諸策を講じる場合があります。この場合、対象者の普通株式に係る株券は上場廃止になる可能性があります。また、その場合には、会社法等法令における所定の手続に従い、対象者の当該時点における他の株主に対して、対象者株式と引き換えに、その対価として適切な条件で当社の株式、金銭その他財産を交付することとなります。詳細については決定次第開示いたします。当社が当該諸策を講じるにあたって、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する場合には、対象者における株主総会を要せずに、当該諸策が実行されることとなります。

なお、本公開買付けは、上記諸策が行われる場合における対象者の株主総会の賛同を勧誘するものではありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ゴルフパートナー	
② 事業内容	中古ゴルフ用品販売「ゴルフパートナー」の直営店舗事業及び、フランチャイズ事業	
③ 設立年月日	平成11年6月30日	
④ 本店所在地	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 シオノギ本町共同ビル11階	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石田 純哉	
⑥ 資本金	651,200千円	
⑦ 大株主及び持株比率	レッドホースアソシエイツ(株) 19.24% 周 泰鳳 19.05% アント・カタライザー2号投資事業有限責任組合 (無限責任組合員日興アントファクトリー(株)) 12.59% 周 英植 7.93% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 6.72% 安田 隆夫 3.62% 根津 孝一 3.19% 石田 純哉 2.68% グリーンコア(株) 2.44% (株) シークエッジ 2.44%	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	資本関係はありません。

	人 的 関 係	人的関係はありません。
	取 引 関 係	取引関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は当社の関連当事者には当たりません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年9月17日（水曜日）から平成20年10月22日（水曜日）まで（24営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成20年10月30日（木曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

① 対象者株式1株につき、金170,731円

② 平成16年11月16日開催の対象者臨時株主総会の特別決議並びに平成16年11月16日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）1個につき、金1円

③ 平成17年8月30日開催の対象者定時株主総会の特別決議並びに平成17年8月30日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）1個につき、金1円

④ 平成19年8月28日開催の対象者定時株主総会の特別決議並びに平成19年9月18日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。）1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

i 普通株式

当社は、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格の合理性の検討をするため、当該買付価格を決定するにあたり、当社の第三者算定機関である三井住友銀行に対し、対象者の普通株式に対する価値分析を依頼し、平成20年9月12日に「株主価値算定書」を取得し、その意見を参考にしております。

三井住友銀行は、i)市場株価平均法、ii)当社が妥当性を確認した、シナジー効果を勘案した対象者に関する将来の収益予測及び事業投資等の計画に基づいたDCF法を用いて対象者の普通株式における価値分析を行いました。三井住友銀行が、それぞれの手法を用いて分析した対象者の普通株式1株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価平均法：142,503円から158,876円
- ・DCF法：152,438円から176,730円

i) 市場株価平均法では、平成 20 年 9 月 12 日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者普通株式の、過去 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の終値を元に、1 株あたりの普通株式の価値の範囲を 142,503 円から 158,876 円までと分析いたしました。

ii) DCF 法では、対象者の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1 株あたりの普通株式の価値の範囲を 152,438 円から 176,730 円までと分析いたしました。

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ対象者及びレッドホースアソシエイツらと協議・交渉した結果等を踏まえ、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格を 170,731 円と決定いたしました。

ii 本新株予約権

平成 20 年 9 月 16 日現在において、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権における 1 株あたりの行使価格は、いずれも 200,000 円であり、第 3 回新株予約権における 1 株あたりの行使価格は 144,900 円です。

しかしながら、いずれの新株予約権につきましても、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に係る新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者に在籍することを要するとされております。

そのため、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これを自ら行使することはできず、また仮に当該条件を変更するとしても、そのためには対象者の株主総会等の手続きが必要となると解されることから、上記の通り、いずれの新株予約権につきましても買付価格を 1 個あたり 1 円と決定いたしました。

なお、当社は、第三者機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。

② 算定の経緯

当社は、平成 20 年 6 月頃より、資本提携の可能性について対象者と協議・検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、当社及び対象者は、両社の更なる事業成長及び事業基盤の強化を実現していく上で、資本提携を通じて双方がこれまで培ってきたノウハウ・経営資源を相互に有効活用していくことが最善の選択肢であるとの共通認識に至り、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。

i 株主価値算定書の取得について

当社は、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格の決定の参考とするため、平成 20 年 8 月頃に当社の第三者算定機関である三井住友銀行に対し、対象者の普通株式に対する価値分析を依頼し、平成 20 年 9 月 12 日に「株主価値算定書」を取得し、その意見を参考にしております。

ii 株主価値算定書の概要について

三井住友銀行は、i) 市場株価平均法、ii) 当社が妥当性を確認した、シナジー効果を勘案した対象者に関する将来の収益予測及び事業投資等の計画に基づいた DCF 法を用いて対象者の普通株式における価値分析を行いました。三井住友銀行が、それぞれの手法を用いて分析した対象者の普通株式 1 株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

- ・市場株価平均法：142,503 円から 158,876 円
- ・DCF 法：152,438 円から 176,730 円

iii 公開買付価格を決定するに到った経緯について

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、

対象者の市場株価の動向に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ対象者及びレッドホースアソシエイツらと協議・交渉した結果等を踏まえ、平成20年9月16日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格を170,731円と決定いたしました。

また、本公開買付けの対象となる本新株予約権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に係る新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者に在籍することを要するとされております。

そのため、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これを自ら行使することはできず、また仮に当該条件を変更するとしても、そのためには対象者の株主総会等の手続きが必要となると解されることから、上記の通り、いずれの新株予約権につきましても買付価格を1個あたり1円とすることを決定しました。

③ 算定機関との関係

三井住友銀行は、当社又は対象者のいずれかの関連当事者にも該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付 予定数	② 株式に換算した買付 予定数の下限	③ 株式に換算した買付 予定数の上限
株 券	21,336株	21,336株	一株
新株予約権証券	一株	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株	一株
株券等預託証券	一株	一株	一株
合 計	21,336株	21,336株	一株

(注1) 応募株券等の総数が、株式に換算した買付予定の下限(21,336株。以下、「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上となるときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数(株式に換算したもの)は42,670株となります。これは、対象者の第11期有価証券報告書(平成20年8月27日提出)に記載された平成20年5月31日現在における対象者の発行済普通株式総数(41,000株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の普通株式の最大数(1,670株)を加えた株式数です。

(注3) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 00.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,336個	(買付け等後における株券等所有割合 52.04%)
対象者の総株主の議決権の数	41,000個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第11期有価証券報告書(平成20年8月27日提出)に記載された平成20年5月31日現在における総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権が公開買付期間の末日までに行使されることにより発行又は移転される対象者の普通株式についても買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記第11期有価証券報告書(平成20年8月27日提出)に記載された平成20年5月31日現在における対象者の発行済普通株式数(41,000株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の普通株式の最大数(1,670株)を加えた株式数(42,670株)に係る議決権の数である42,670個を分母

として計算しています。

(注2) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定の下限(21,336株)以上となるときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 3,642,716,616円

買付代金は、買付予定総数(21,336株)に1株当たりの買付価格(170,731円)を乗じた金額を記載しています。なお、最大の買付予定株式数は、対象者の第11期有価証券報告書(平成20年8月27日提出)に記載された平成20年5月31日現在における対象者の発行済普通株式数(41,000株)に、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の普通株式の最大数(1,670株)を加えた株式数(42,670株)ですが、これをすべて買い付けた場合の買付代金は7,285,091,770円になり、これに買付手数料等を加えた買付に要する資金は7,308,591,770円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日

平成20年10月30日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成20年11月10日(月曜日)になります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買い付けられた株券に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、当該株券が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて機構)により株券が保管されていた場合については、応募が行われた時の保管の状態に戻します。なお、応募の時点で、機構への預託を了解いただいた株券について、名義人は異なりますので、ご了承ください。

公開買付代理人の本店又は全国各支店に株券を持ち込むことにより応募がなされた場合については、結果公表日から起算して5営業日以後で、偽造情報等照合が完了次第、ご希望により、速やかに、応募株主への交付若しくは応募株主(外国人株主の場合は常任代理人)の住所への郵送により株券を返還いたします。また、持ち込まれた株券は、応募者の了解の下で機構に預託いたしますので、返還される株券の名義人は提出された株券とは異なります。

新株予約権の応募がなされた場合については、結果公表日以後、ご希望により、速やかに、応募新株予約権者への交付若しくは応募新株予約権者の住所への郵送により「譲渡承認通知書」、「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び「新株予約権割当契約書」を返還いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限 (21,336 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上となるときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (以下「令」といいます。) 第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 5 号及び同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (以下「府令」といいます。) 第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募を受けた株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付け応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面 (以下「解除書面」といいます。) を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付け者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付け者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付け者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年9月17日

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等に関しては「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

また、本公開買付けにおける当社の平成21年3月期連結業績及び単体業績への影響は現在精査中であり、今後、業績予想の修正及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、平成20年9月16日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様へに判断を委ねる旨の決議がなされております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成20年8月21日付で、「株式会社ベンチャー・リンクとの業務提携の解消に伴う特別損失の発生並びに平成21年5月期中間及び通期業績予想修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による平成21年5月期中間及び通期業績予想の概要は以下の通りです。

① 平成21年5月期 中間業績予想の修正（平成20年6月1日～平成20年11月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株あたり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 6,860	百万円 184	百万円 174	百万円 90	円 銭 2,207 06
今回修正予想 (B)	6,860	194	183	63	1,557 83
増減額 (B-A)	—	9	9	△26	△649 24
増減率	—	5.3%	5.6%	△29.4%	△29.4%
(ご参考) 前期中間実績	5,453	166	166	89	2,181 13

② 平成21年5月期 通期業績予想の修正（平成20年6月1日～平成21年5月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株あたり 当期純利益
前回発表予想 (A)	百万円 13,878	百万円 487	百万円 466	百万円 242	円 銭 5,924 61
今回修正予想 (B)	13,878	515	494	225	5,511 44
増減額 (B-A)	—	28	28	△16	△413 17
増減率	—	5.8%	6.0%	△7.0%	△7.0%
(ご参考) 前期通期実績	11,488	328	328	175	4,274 63

以 上

※ 参考資料

対象者による「ゼビオ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」
はこちら ⇒ http://www1.xebio.co.jp/pdf_press/GP20080916%E3%80%80.pdf